

会 議 要 旨

1 開 会 午後3時00分

2 平成27年7月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認。

3 委員及び教育長の報告

(教育長)

今回は特に報告事項はありません。

議案が3件あります。それぞれ担当課長から報告させます。

4 議 事

(1)27議案第7号

西之表市教育振興基本計画の策定について

(委員長)

議案第7号西之表市教育振興基本計画の策定についての説明を求めます。

(総務課長)

西之表市教育振興基本計画の策定について

本議案は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、西之表市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めようとするものである。2頁をお開き下さい。

教育振興基本計画の策定につきましては、これまで数回審議検討いただきましたが、パブリックコメント・市長部局への報告を実施してきました。その意見等の対応について若干の説明をさせていただきます。

まず、6月10日から7月9日まで実施しましたパブリックコメントについては、意見は0件でありました。それから委員会、市議会の総務文教委員会の中で出されました意見、小学校の規模適正・適正処理の書き込みをもう少し入れた方がよいのではないかという意見がありました。これについては、2の7月定例教育委員会後の主な修正点の項目の中の1・10・12・13番に修正、今後の方向性について明記させていただきました。

2の主な修正点のところをご覧ください。1番の所では子供を取り巻く中で全体的に小学校の在り方についての検討の方向性について修正をしたところです。

それから3頁の番号10番です。ここについては、基本的な考え方ということで40頁の方に小学校の在り方について検討しますということで挿入をしております。

それから12番です。41頁の現状と課題のところは少子化により児童数が減少し小学校の小規模化が進行しておりますということで現状把握をしております。

次に13番です。これからの3年間の取り組みについて、今後の児童数の推移を踏まえ、児童の教育的環境及び地域活性化・地域づくりの両方の観点から、小学校の在り方について検討をしますということで具体的に示したところです。

あと、文章の修正、共通事項といたしまして、これまで25年末の統計結果を計画の中に盛り込んでおりましたが、26年末の実績に改め計画書を策定しております。

(委員長)

只今、説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(教育長)

小学校の在り方について、今後、検討しますということで、3月議会で市長が施政方針で述べております。振興基本計画を出した時点では、一行しか載せておりませんでした。その後、文教委員会、定例教育委員会の中で出された意見を基に更に一步踏み込んで3年間の取り組みの方向性を示し早急に在り方検討委員会の会衆をしなければならぬことを市長と協議をしました。

今日の委員会で振興基本計画の承認をいただければ、次の段階へ進むことになります。(今後の手続きについて総務課長へ説明を求めた。)

(総務課長)

今後の手続きについては、総合教育会議でもお示したように大綱となり、この委員会で承認、決定がされたことで市長へ報告を行います。

(教育長)

市長の方へ報告して正式に決定し大綱に変えることになります。

(委員長)

スケジュールとの関係で今日の会が最終ということであり。今後は、承認後市長への報告を経て大綱へと変わるということであり。

最後に、この原案が出来るまでに、どのような経過を踏んで、どこが中心になって取り組んだのか教えて下さい。

(総務課長)

この計画を策定するに当たりましては、市の長期振興計画(26年から29年)を平成25年度に教育委員会で計画を作っております。それを基本にして今回の計画を作っております。教育委員会では、この計画を作るに至っては学校教育課に関する部分が濃くなっておりますので、学校教育課を中心に進めてきたところです。この計画は具体的に市の方針を決める庁議の中でも一定の報告をして現在に至るところです。また、議会の方でも総務文教委員会に報告をして検討がなされております。以上です。

(委員長)

委員の中から何かありませんか。

(委員)

5章の中の関係機関連携・協力というところで、保健センターやすこやかとの連携を取らせて頂いておりますので、保健センターのすこやかも盛り込んでいただきたい。

県・行政・病院と色々な所と連携をしながら子供の育ちの何が大事なのかと言うことを応えて行きたいと思いましたので入れて頂きたい。

(総務課長)

今のところにつきましては、項目に市長部局というのがありますが、その中に括弧書きで保健関係部局を入れたいと思います。

(教育長)

市長部局との連携を深めると言うことを入れる訳ですか。

(総務課長)

入っております。保健関係部局を入れたいと思います。

(委員長)

他にありませんか。

無ければ、承認ということによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

次の議案8号第2次西之表市子ども読書活動推進計画の策定について、説明をお願いします。

(2)27 議案第8号

第2次西之表市子ども読書活動推進計画の策定について

(社会教育課長)

第2次西之表市子ども読書活動推進計画の策定について、4頁をお願いします。

第2次西之表市子ども読書活動推進計画を別冊のとおり定める。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154）第9条の規定に基づき、子ども読書活動推進基本計画を基本とし、西之表市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を定めようとするものである。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。第9条第2項に、市町村は、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等踏まえ、当該市町村における、子ども読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないと定められています。

これを受けて、本市では、平成19年1月に「西之表市子ども読書活動推進計画」を策定し、この期間の取組と課題を踏まえ、今後5年間の本市子ども読書活動推進に関する施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにした「第2次推進計画」(案)を策定いたしました。

第2次推進計画は、「1日20分読書」運動を基本方針とし、「いつも身近に1冊の本を」をキャッチフレーズとして、いつも身近に1冊の本があるという環境をつくり、読書の習慣を身につけていくことができるように、成長に応じて1日20分程度の読書に取り組む運動を展開することとしました。

子どもの読書活動推進のための主な方策として、一つ目に、家庭における子どもの読

書活動の推進、二つ目に地域における子どもの読書活動の推進、三つ目に学校等における子どもの読書活動の推進、四つ目に子どもの読書活動に関する啓発広報の推進の4つの柱を立てて計画を進めていくことといたしました。

そして、最後の第4章に子ども読書活動推進体制の整備を記載させていただいております。

この計画の策定に当たっては、第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画を参考に、平成26年度に社会教育課で素案を作成し、小学校長代表、中学校国語教諭、学識経験者、利用者代表の8名で構成される西之表市図書館協議会に提案いたしました。

今年度に入り、5月27日に第1回西之表市立図書館協議会を開催し、内容について精査を行い、委員の皆様様の御助言等を参考にして作成し、6月25日から7月24日までの間、パブリック・コメントを実施いたしました。現在のところ、市民の皆様方からのご意見等はない状況でございます。

(委員長)

只今、説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

最初の計画案ですので、これでやってみて経過をみていくことに致します。

承認と致します。次の議案第9号市立中学校の教科用図書の採択について、説明を求めます。

(教育長)

この議案に入る前に発議がございます。

教科用図書の採択については、非公開にして頂きたいということの発議であります。

採択に係る教育委員会の会議を行うにあたっては、静ひつな採択環境の確保に努めるということ。お手元の資料に文部科学省初等局長からの通知文も届いております。捲って頂きますと下線を引いている部分があります。読んでみますと静ひつな採択環境を確保するため外部から左右されることなく、採択権者の責任と権限において公正かつ適正な採択を行うこと。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働き掛けのあった場合、採択権者が警察等との関係機関と連携を図りながら毅然とした態度をとる。採択に係る教育委員会の会議を行うにあたっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い会議の公開・非公開を適切に判断するということになっておりますので、静ひつな採択環境を確保するということから非公開にして頂きたいということと採択協議会の委員の任期が8月31日まで、そして、また教科書を調査研究する研究員の任期が8月31日まで、教科書は8月31日までに採択をしなければならないとなっております。採択をしたら遅滞なく採択の結果、採択の理由、採択の為の資料、会議録は公表をするよう努めなければならないということになっておりますので、任期が8月31日までですから8月31日以後に採択の結果を公表することとなっております。

そうすると、今日の会の中で採択する訳ですが、公表する前に公開してしまうと結果が分かってしまうということになりますので、公正な採択をするうえからも、この議案については、非公開というように発議を出したいと思っております。

(委員長)

それでは、議案第9号の非公開の発議が出されましたけども非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。全員一致ということで、議案第9号市立中学校の教科用図書採択については、非公開と致します。傍聴人が居る場合は退席を求めますが、今日は居ないようであります。それでは、議案第9号の説明を求めます。

(3)27 議案第9号

市立中学校の教科用図書の採択について

(学校教育課長)

(委員長)

(学校教育課指導主事)

(委員長)

(学校教育課指導主事)

(委員長)

(委員)

(委員長)

(学校教育課指導主事)

(委員長)

(委員長)

(教育長)

(委員長)

(学校教育課指導係長)

(委員長)

(委員長)

(学校教育課指導係長)

(学校教育課管理係長)

(委員長)

(委員)

(委員長)

(委員長)

(学校教育課指導係長)

(委員長)

5 委員から出された動議討論等

(委員長)

皆さんから何かありませんか。

(委員)

なし。

6 行事实施状況及び行事予定

(1) 各課等の7月の行事实施状況について

各課等の7月の行事实施状況について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

只今、7月の行事の実施状況について説明がありましたが、三つの課をまとめて質疑はございませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

他にありませんか。次に8、9行事予定についてお願いします。

(2) 8・9月の行事予定について

各課の8月、9月行事予定について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

8月の行事予定について、質問はございませんか。なければ、9月の行事予定について。

(委員長)

9月の定例教育委員会は、2日の予定でありましたが7日に変更になりました。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ、8月の教育委員の出席確認を行います。

(委員長より各委員の出席等の確認が行われた。)

それでは、7の当面する教育行政の諸課題に入ります。

7 当面する教育行政の諸課題について

(委員長)

何かございませんか。事務局ありませんか。

(総務課長)

ありません。

(委員長)

その他の我は海の子黒潮の子「浦田遠泳大会」について説明をお願いします。

8 その他

(学校教育課長)

7月23日に実施されました。浦田漁港から浦田海水浴場までということで、昨年に比べますとスタート時点を浦田漁港の奥の方からスタートしまして、子供達全員無事泳ぐことができました。当日は欠席者も2・3名おりましたが、136名の出席者でありました。伴泳者も99名参加してくれました。14頁にこれまでの参加人数が記載されております。若干、子供達の数が減って来ている状況ですが、これは、市全体の児童数の減少に伴うものであります。昨年度より今年は参加人数は増えている状況です。

(委員長)

質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

それでは、県民体育大会熊毛地区大会結果について説明を求めます。

(社会教育課長)

資料の15頁に第56回県民体育大会熊毛地区大会の成績があります。27種目中10種目が優勝しております。西之表市は総合優勝をしております。9月19日から20日に掛け第69回県民体育大会へ出場することになります。

(委員長)

何か質問はありませんか。

(委員)

なし。

9 閉会 午後4時50分

大変ご苦労さまでした。これで8月の定例教育委員会を閉じます。